大阪公立大学医学部附属病院職員宿舎規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 159 最近改正 令和 4. 3. 31 規程 498

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪公立大学医学部附属病院(以下「本院」という。)の職員の宿舎 の利用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「職員」とは、大阪公立大学医学部附属病院職員就業規則(以下「職員就業規則」という。)第2条に定める職員、職員就業規則第3条第3項第1号から第3号に定める職務限定職員、有期雇用職員及び無期雇用職員並びに大阪公立大学医学部附属病院職員の再雇用に関する規程第2条第1項に定める再雇用職員をいう。

(宿舎の名称及び費用負担)

第3条 宿舎の名称及び賃貸料は、次のとおりとする。ただし、1月の居住日数が16日未満のときは、当該月分の賃貸料は、半額とする。

名 称	賃 貸 料
大阪公立大学上野芝宿舎	単身用 1月 18,000円
	家族用 1月 36,000円
大阪公立大学医学部附属病院看護職員宿舎若草寮	1月 10,000円
大阪公立大学医学部附属病院看護職員宿舎西今川寮	1月 12,000円
大阪公立大学医学部附属病院医師宿舎	1月 22,000円

- 2 賃借料は毎月月末までにその月分を納付しなければならない。
- 3 賃借料は1月前に入居者に通告してこれを変更することがある。
- 4 電気、ガス、水道(下水道を含む。)及び電話の使用料金は入居者負担とし、各々の定める日までに納付しなければならない。この場合において、その使用料金の一部について公立大学法人大阪(以下「法人」という。)が負担することがある。
- 5 入居者が、宿舎設備、備付の備品その他の物品を滅失又は破損したときは、法人の定め る損害額を賠償しなければならない。

(入居資格)

- 第4条 上野芝宿舎に入居できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 法人の職員として赴任し、採用後1年以内の者
 - (2) 住宅の入手が困難な状況にある者
- 2 若草寮及び西今川寮に入居できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 本院に勤務する助産師又は看護師で単身の者
 - (2) 大阪公立大学医学部附属病院長(以下「病院長」という。)が特に認めた者

- 3 医師宿舎に入居できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 本院に勤務する臨床研修医で単身の者。ただし、空室がある場合は、前期臨床研究 医又は後期臨床研究医で単身の者
 - (2) 病院長が特に認めた者

(入居期間)

- 第5条 上野芝宿舎の入居期間は、2年以内とする。ただし、法人が特に必要と認めた者については、入居期間を延長することができる。
- 2 若草寮及び西今川寮の入居期間は、通算して5年以内とする。ただし、病院長が特に必要と認めた者については、入居期間を延長することができる。
- 3 医師宿舎の入居期間は、1年以内とする。ただし、病院長が特に必要と認めた者については、入居期間を延長することができる。

(入居の申込)

第6条 宿舎への入居を希望する者は、所定の入居申請書を提出しなければならない。

(入居の決定)

- 第7条 法人は、前条の申込みがあったときは、選考のうえ入居を決定する。
- 2 法人は、入居を決定したときは、申請者に入居承認書を交付する。
- 3 入居を承認された者は、所定の入居届及び誓約書を提出しなければならない。

(転貸の禁止)

第8条 宿舎はこれを転貸してはならない。

(同居者)

- 第9条 家族用宿舎の入居を承認された者は、本人の家族のほかは同居させることができない。ただし、所定の同居承認願を提出してその承認を得たときは、この限りでない。
- 2 同居者に異動を生じたときは、所定の同居者異動届を提出しなければならない。

(退去)

第10条 入居者は、退去を希望するとき、入居資格がなくなったとき、又は入居期間が満了したときは、退去届を提出し、退去しなければならない。

(退去の命令)

- 第11条 法人は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、期日を指定して退去を 命ずる。
 - (1) 法人の職員でなくなったとき
 - (2) 宿舎の管理上支障があると認められるとき
 - (3) その他法人が退去を必要と認めるとき
- 2 入居者が退去を命じられたときは、その指定した日時までに退去しなければならない。 (損害金)
- 第12条 退去を命じられた者が、定められた期間内に退去しないときは、退去期日の翌日から退去に至る日まで賃貸料相当額の10倍以内の額の損害金を徴収することがある。

(管理人)

第13条 宿舎の維持及び管理を行うため、管理人を置くことがある。

(施行の細目)

第14条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和 3.5.31 規程 176)

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則 (令和 4.3.31 規程 498)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。